

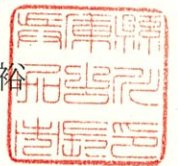


加古川市告示第151号

加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例（平成15年条例第2号）第11条第1項の規定により、西牧地区まちづくり協議会から当該地区の一部を特別指定区域として指定することの申出があり、同条第3項の規定により特別指定区域として指定したので、同条第6項において準用する同条例第7条第8項の規定により告示し、当該関係図書を加古川市都市計画部まちづくり指導課において縦覧に供する。

令和6年4月12日

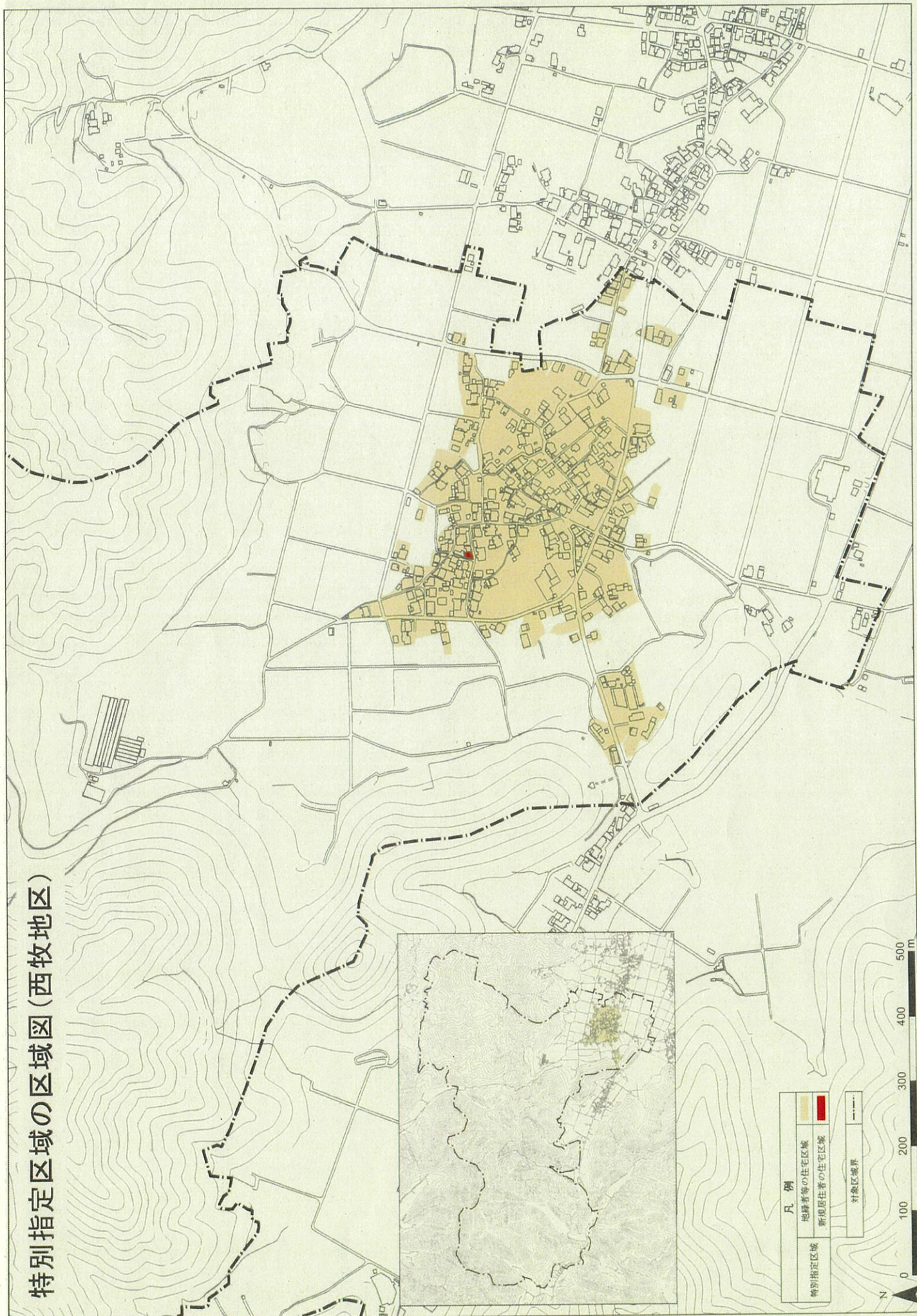
加古川市長 岡田 康裕



記

- 1 特別指定区域として指定した土地の区域
別紙のとおり

特別指定区域の区域図(西牧地区)



凡例
特別指定区域
地籍者等の住宅区域
新規居住者の住宅区域
村界区域界





加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和6年4月12日

加古川市長 岡田 康 裕



① 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

		加古川駅周辺	東加古川駅周辺	宝殿駅周辺	尾上の松駅周辺	浜の宮駅周辺	別府駅周辺
令和6年3月25日	月	4台	0台	0台	0台	0台	0台
令和6年3月26日	火	2台	3台	0台	0台	0台	0台
令和6年3月27日	水	3台	0台	0台	0台	0台	0台
令和6年3月28日	木	2台	2台	0台	0台	0台	0台
令和6年3月29日	金	1台	2台	0台	0台	0台	0台
令和6年3月30日	土	1台	0台	0台	0台	0台	0台

② 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第12条の規定による自転車等の撤去台数

令和6年3月25日	月	加古川町寺家町	1台
令和6年3月25日	月	神野町西条	1台
令和6年3月29日	金	東神吉町升田	1台

保管及び返還場所	加古川市放置自転車保管所 (明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地)
保管期間	この告示の日から60日間
返還日時	月曜日から日曜日(祝日、年末年始を除く)10時15分から18時
返還を受ける際に必要なもの	自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料(自転車1,500円・原動機付自転車3,000円)
返還することができない場合の措置	保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から6か月間は売却代金を保管します。
問合せ先	加古川市放置自転車保管所(電話 079-425-5898)